

第 4・5 学年学生

専攻科生 諸君

学 生 主 事

令和8年度高等教育の修学支援新制度
(給付奨学生在学採用(二次採用)及び授業料等の減免)について

このことについて、申請を希望する学生は、学生係まで申し出ること。

令和7年度から、子供3人以上の世帯への授業料等の無償化が拡充されていますので、下記ホームページ及び別紙で自らが対象となるかを事前に確認して下さい。

すでに奨学生である場合や予約採用候補者は、新たな申請は不要です。

給付奨学生として採用された場合、令和8年より奨学金が毎月支給され奨学金支給区分に応じ、別紙のとおり授業料が減免されます。

給付奨学金は、給付終了後に返還する必要はありません(ただし、著しい学力不振や懲戒処分を除く)。

記

- ・申請書類配付期間: 令和8年7月21日(火) ～ 10月23日(金)
- ・学生係へ「給付奨学金確認書」等の提出期限: 令和8年10月28日(水)

○制度の詳細は次のホームページを確認してください。

- ・高等教育の修学支援新制度について(文部科学省ホームページ)

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>

- ・高等教育の修学支援新制度について(動画)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/flow.html>

- ・扶養親族及び「子ども」の範囲について

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/r7tashikakudai/_icsFiles/afieldfile/2025/03/28/fuyou_kodomo_hanni_3.pdf

以上

認定要件

- (1) 4, 5 年生及び専攻科生
- (2) 国籍・在留資格等に関する要件 日本国籍を有する者, 法定特別永住者等
- (3) 進学するまでの期間等に関する要件
- ・ 4 年次編入学生は, 高等学校等 (高専 3 年次修了含む) を初めて卒業した年度の翌年度の末日から, 高専に編入学した日までの期間が 2 年を経過していない者等
 - ・ 高等専門学校を卒業し, それから 1 年未満の間に, 認定専攻科へ入学した者

(4) 学業成績等に関する基準

○ 4 年生 (編入生含む)

次のいずれかに該当すること

- ・ 高校等 (高専 1 ~ 3 年次) における評定平均値が 3. 5 以上もしくはそれに準ずる成績であること
と, 又は, 入学試験の成績が上位 2 分の 1 以上であること
- ・ 将来, 社会で自立し, 活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが, 学修計画書等により確認できること

○ 5 年生, 専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・ 前学年までの在学中中の G P A 等が, 在学する学科等における上位 2 分の 1 の範囲に属すること
- ・ 修得した単位数が標準単位数以上であり, かつ, 将来, 社会で自立し, 活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが, 学修計画書により確認できること

(5) 家計の経済状況に関する基準

○ 支給算定基準額【算式】= 市町村民税の所得割の課税標準額 × 6 % - (調整控除の額 + 税額調整額)

※ 政令指定都市に市民税を納税している場合は, (調整控除の額 + 税額調整額) に 3/4 を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第 I 区分	100 円未満	満額 (上限の範囲内)
第 II 区分	100 円以上 ~ 25, 600 円未満	第 I 区分の減免額の 2/3
第 III 区分	25, 600 円以上 ~ 51, 300 円未満	第 I 区分の減免額の 1/3
第 IV 区分 (多子世帯)	51, 300 円以上 ~ 154, 500 円未満	満額 (上限の範囲内)
多子世帯	上記に関わらず収入制限なし	満額 (上限の範囲内)

※ 申請前に家計の状況が収入基準に該当するか, 「進学シミュレーター」から, ご確認ください。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

○ 資産基準

I ~ IV 区分: 学生及び生計維持者 (2 人) の資産額の合計が 5, 000 万円未満

多子世帯 : 3 億円未満

※ 資産とは, 現金やこれに準ずるもの (投資信託, 投資用資産として保有する金・銀等), 預貯金, 有価証券の合計額を指し, 土地等の不動産は含まない)